

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第4号

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年瀬戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)から(4)まで <省略> <u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u>	(補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)から(4)まで <省略>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。